

平成 16 年度

公益法人に関する年次報告

概 要

平成 16 年 7 月

総 務 省

## 経緯及び構成

### 経緯

公益法人に関する年次報告は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成8年9月20日閣議決定）に基づき、公益法人の実態及びこれらの基準の実施状況等を明らかにするため、平成9年度から作成することとなったものである。

### 構成

この報告は、4章から構成されている。

第1章においては、公益法人制度の概要について解説し、第2章においては、公益法人の現況を、第3章においては、公益法人と行政とのかかわりを概観している。また、第4章においては、公益信託制度についての概要と現況を記述している。

## [目次]

第1章 公益法人制度の概要	
第1節 公益法人の定義	1
第2節 公益法人に関する法制度	1
第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度	2
第4節 公益法人に関する税制	3
第5節 公益法人に関する施策の動向	3
第2章 公益法人の現況	
第1節 基礎的事項	7
第2節 個別事項の分析	8
第3章 公益法人と行政とのかかわり	
第1節 行政委託型法人等の状況	19
第2節 公益法人に対する補助金・委託費等	23
第3節 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」 の推進状況	24
第4節 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置 の推進状況	27
第5節 「公益法人の設立許可について」の実施状況	28
第4章 公益信託制度について	
第1節 公益信託制度の概要	29
第2節 公益信託の現況	30

### 《メジアン（中央値、中間値）》

変数を大きさの順に並べたとき、その中央で全変数を2群に等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均をメジアンとする。例えば、25,825の全公益法人の資産額を大きい順に並べたときに、第12,913位の公益法人の資産額がメジアンになる。

## 第1章 公益法人制度の概要

### 第1節 公益法人の定義

#### 1 公益法人の定義

公益法人とは、民法（明治29年法律第89号）第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人のことであり、その設立には、公益に関する事業を行うこと、営利を目的としないこと、主務官庁の許可を得ることが必要である。

#### 2 社団法人と財団法人

社団法人は、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員と別個の社会的存在として団体の名において行動する団体であり、財団法人は、一定の目的の下に拠出され、結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営される団体である。

#### 3 広義の公益法人等

社団法人及び財団法人に加え、民法以外の特別法に基づいて設立される公益を目的とする法人を含めて、広義の公益法人ということがある。その例としては、学校法人（私立学校法）、社会福祉法人（社会福祉法）、宗教法人（宗教法人法）、医療法人（医療法）、更生保護法人（更生保護事業法）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）等がある。これらの法人の設立に当たっては認可主義あるいは認証主義が採られており、民法に基づく公益法人の設立は許可主義が採られていることに比べて、主務官庁の裁量の幅が狭まっている。

公益も営利も目的としない中間的な団体については、一般的な法制度として中間法人法が平成14年4月に施行された。また、特別法の規定に基づく中間的な団体としては、例えば、労働組合（労働組合法）、信用金庫（信用金庫法）、協同組合（各種の協同組合法）、共済組合（各種の共済組合法）等がある。

### 第2節 公益法人に関する法制度

公益法人は、民法第34条に基づき設立されるものであり、民法第1編第2章（法人）においては、公益法人の設立、公益法人の組織、定款の変更、公益法人の登記、公益法人の能力、公益法人の解散等の事項に関する規定が置かれている。

### 第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度

#### 1 主務官庁制

民法の規定により、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に与えられている。主務官庁とは、公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している内閣府及び10省の中央官庁を指し、その目的・事業が複数の中央官庁の所掌に関連する場合には、それらの中央官庁が共管として主務官庁となる。

#### 2 都道府県知事等による事務の処理等

主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、都道府県知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することとすることができる旨民法に規定されている。この規定に基づき制定された公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第161号）により、都道府県知事等による事務処理及び地方支分部局の長への委任が定められている。

#### 3 公益法人の所管官庁

公益法人の設立許可、指導監督等に係る事務を実際に担当している行政庁を、指導監督基準等において、「所管官庁」と称している。所管官庁は、内閣府及び各省(11)、内閣府外局大臣庁等(3)、地方支分部局の長(176)、都道府県知事(47)、都道府県教育委員会(47)の合計284となっている。

#### 4 統一的な指導監督等を行うための仕組み

公益法人の設立許可及び指導監督は、各主務官庁及びその権限に属する事務を処理することとされた都道府県知事等、多数の所管官庁において行われていることから、これらの所管官庁が行う事務の統一性を図る必要がある。

このため、現在では、全閣僚により構成する「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議」等を随時開催することにより、公益法人に対する指導監督の適切化等を統一かつ強力に推進する体制となっている。

統一的な指導監督等の基準としては、公益法人に対する指導監督の一層の適正化、公益法人による行政代行的行為等の透明化等を統一かつ強力に推進するため、平成8年9月20日に、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」が閣議決定された。各所管官庁においては、これらの基準等に沿った指導監督等が行われている。

#### 5 公益法人の会計処理

昭和52年3月、公益法人会計基準が決定され、その後見直しを行い、60年9月に現行の公益法人会計基準が決定された（62年4月1日から適用）。

この会計基準は、民法第34条に基づいて設立されるすべての公益法人に適用されることが原則である。

実際の公益法人会計基準の適用状況は以下のとおりである。

公益法人会計基準を完全に適用している	: 19,132 ( 74.1% )
公益法人会計基準を一部適用している	: 4,373 ( 16.9% )
企業会計基準を適用している	: 753 ( 2.9% )
その他（官庁会計等、他の会計基準）を適用している	: 1,567 ( 6.1% )

## 第4節 公益法人に関する税制

### 1 公益法人に対する税制

公益法人に関する税としては、法人税、所得税、消費税等の国税及び住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等の地方税がある。これらの中には、公益法人に対し税制上の優遇措置を設けているものがある。

### 2 公益法人に対する寄付に関する税制

公益法人に対する寄付金のうち、教育や科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等の公益性の高い事業を行う公益法人に対する一定の寄付金については、寄付金控除等の特別の配慮が行われている。

## 第5節 公益法人に関する施策の動向

### 1 公益法人改革

#### (1) 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

公益法人に対する行政の関与の在り方については「行政改革大綱」において、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業、国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等について厳しい見直しを行うこととされている。これを受け、政府部内で必要な検討・調整をした結果、平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定された。同実施計画は、集中改革期間内に位置付けられる平成17年度末までの間に取り組むべき内容を示したものであり、各府省においては、同実施計画に基づく改革を着実に実行しているところである。

## ( 2 ) 公益法人制度の抜本的改革

我が国の公益法人制度は、明治 29 年の民法制定以来、100 余年にわたり抜本的な見直しが行われておらず、様々な批判及び指摘を受けるに至っている。

このため、政府においては、平成 14 年 3 月 29 日に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定し、公益法人制度について、関連制度を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うこととした。

上記閣議決定を受けて、内閣官房は、関係府省及び民間有識者の協力の下、改革の基本的枠組み等についての検討に着手した。そして、平成 14 年 8 月 2 日に、「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」を公表し、さらに、同年 11 月から、有識者からなる「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を行政改革担当大臣の下に開催し、意見の聴取を行った。また、与党においても、公益法人制度の抜本的改革に向けた意見集約が図られ、平成 15 年 5 月 30 日、政府に対する申入れが行われた。

このような検討過程を経て、政府は、平成 15 年 6 月 27 日、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を閣議決定した。

「基本方針」においては、新たな非営利法人制度の創設、新たな非営利法人に対する税制上の措置、新たな非営利法人類型への移行措置について検討することとされており、内閣官房において、新たな非営利法人制度の検討を進め、平成 16 年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指すこととされている。

これを受け、政府における検討の参考に資するため、平成 15 年 11 月から、行政改革担当大臣の下に、有識者からなる「公益法人制度改革に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催している。有識者会議の下には「非営利法人ワーキング・グループ」が開催され、公益性の有無に関わらない新たな非営利法人制度についての専門的な検討が進められている。

有識者会議では、改革の意義、新たな非営利法人制度、公益性を取り扱う仕組みのあり方等、当面の論点について幅広い議論を行い、平成 16 年 3 月 31 日に、その後の具体的検討に資するため、それまでの議論を中間的に整理し、「議論の中間整理」として公表した。

この中間整理を踏まえ、有識者会議では、本年末までを目途に政府において更に基本的枠組みを具体化すると基本方針のスケジュールに沿って、具体的な検討を進めていくこととしている。

## 2 公益法人会計基準の見直しについて

公益法人会計基準については、前回改正から 19 年が経過し、公益法人を取り巻く状況も一変していることにかんがみ、平成 12 年 4 月から、旧総理府（省庁再編後は総務省）において公益法人会計基準検討会を開催し、より現状に即した基準の在り方について検討を行った。検討の結果、13 年 12 月に「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理

(中間報告)」を公表した。

こうした検討の結果や、平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」においても公益法人会計基準の改善策の検討を行うこととされていること等を踏まえ、平成14年3月、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の下に有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」を開催し、約1年をかけて検討を行った。

そして平成15年3月、「公益法人会計基準(案)」を中心とする「公益法人会計基準検討会報告書」を取りまとめ、公表した。この報告書は、財務情報の透明化、公益法人の受託責任の明確化、財務諸表の簡素化を柱としている。

この会計基準案については、平成15年6月から、総務省において有識者で構成する「公益法人会計基準案研究委員会」を開催し、公益法人制度の抜本的改革の動向等を踏まえつつ、適用の在り方、適用時期等について検討が行われているところである。

### 3 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等

一部公益法人の不祥事により、公益法人の運営の在り方やその指導監督の在り方等が厳しく問われている現状を踏まえ、政府は、厳正な指導監督を更に徹底するため、平成13年2月9日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、各府省に公益法人指導監督官を置くなど指導監督の責任体制を確立する、立入検査について少なくとも3年に1回実施するなどの充実を図る、一定規模以上の公益法人に対する外部監査の要請等について所要の措置を講ずる等を内容とする「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せを行った。

また、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、平成13年8月28日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申合せを行った。現在、各府省は、本申合せに基づき、所管公益法人の一覧表をホームページ上に公開しており、さらに総務省においては、「公益法人データベース」を同省のホームページ上に公開している。

なお、各都道府県に対しては、上記二つの申合せと同様の措置を講ずるよう要請した。

### 4 公益法人の指導監督等に関する研修会等の実施

多くの所管官庁において行われている設立許可及び指導監督に関する事務が、統一性を持って実施されるために、これらに関する事務に従事する職員に対する研修等を実施することにより、その周知徹底を図る必要がある。このため、総務省、各都道府県等においては、公益法人行政担当者研修会、都道府県公益法人行政主管課長会議、公益法人地方講習会、都道府県公益法人事務担当者ブロック会議等を実施している。

## 5 営利法人等への転換に関する指針の申合せ

平成10年3月に公表された法人制度研究会報告書において、公益法人の営利法人等への転換は現行法制度においても基本的に可能であるとされたことを受けて、同年12月4日の公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、営利法人等への転換の手順、転換後の対応を盛り込んだ「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」を申し合わせた。

## 6 休眠法人及び所管不明法人の整理に関する取組

正当な理由なく長期間にわたって事業を行っていない休眠法人、登記はあるが所管官庁が不明である所管不明法人は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、公益法人制度の悪用を招くおそれがある。

その対策として、休眠法人については、昭和54年に民法の一部改正が行われたほか、60年には「休眠法人の整理に関する統一的基準」等が策定され、現在、各所管官庁では、この基準等に沿って所管の休眠法人の整理に努めている。国所管では平成5年10月1日現在33法人であったものが、15年10月1日現在では6法人に、都道府県所管では5年10月1日現在387法人であったものが、15年10月1日現在では143法人に減少している。

一方、所管不明法人については、平成7年度に、「所管不明公益法人調査」を実施した結果、全国で約1,860の所管不明法人が存在することが明らかとなり、旧総理府から各省庁又は都道府県に割振りを実施し、割り振られた各官庁で処理を進めている。

平成14年3月、総務省は、各所管官庁に対し、原則として、14年内にすべての所管不明法人の処理を終了することを目標として、未処理法人について、処理作業を進めるための手順と目標期限を示した処理の促進についての通知を行った。

割り振られた所管官庁における平成15年10月1日現在の整理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは、83.1%（1,559法人。国所管が92.8%、都道府県所管が79.6%）となっている。

## 7 公務員制度改革大綱に基づく措置

平成13年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、公益法人への再就職についても、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人の再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ、所要の見直しを行うこととされた。

上記閣議決定を受け、平成14年3月29日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせた。

## 第2章 公益法人の現況

### 第1節 基礎的事項

#### 1 公益法人の数

平成15年10月1日現在の公益法人数は25,825法人(国所管が7,009法人、都道府県所管が18,987法人)で前年より218法人(0.8%)減少している。このうち、社団法人数が12,836法人、財団法人数が12,989法人である。

表1 所管官庁別法人数(国所管)

	本省庁			地方支分部局			省庁別合計		
	社団	財団	合計	社団	財団	合計	社団	財団	合計
内閣府	44	47	91	-	-	-	44	47	91
警察庁	23	29	52	-	-	-	23	29	52
防衛庁	7	15	22	-	-	-	7	15	22
金融庁	39	16	55	87	3	90	126	19	145
総務省	74	169	243	65	16	81	139	185	324
法務省	111	26	137	-	-	-	111	26	137
外務省	99	133	232	-	-	-	99	133	232
財務省	20	42	62	645	2	647	665	44	709
文部科学省	593	1,346	1,939	-	-	-	593	1,346	1,939
厚生労働省	295	466	761	325	148	473	620	614	1,234
農林水産省	295	170	465	-	-	-	295	170	465
経済産業省	486	374	860	-	-	-	486	374	860
国土交通省	322	280	602	436	148	584	757	428	1,185
環境省	41	51	92	-	-	-	41	51	92
省庁合計	2,258	2,894	5,152	1,548	317	1,865	3,805	3,204	7,009

(注)省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数

表2 法人数の推移

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国所管	社団	3,654	3,672	3,691	3,704	3,883	3,877	3,850	3,805
	財団	3,161	3,171	3,178	3,175	3,271	3,266	3,236	3,204
	合計	6,815	6,843	6,869	6,879	7,154	7,143	7,086	7,009
都道府県所管	社団	9,023	9,130	9,196	9,228	9,139	9,147	9,154	9,160
	財団	10,343	10,396	10,410	10,342	10,145	10,070	9,978	9,827
	合計	19,366	19,526	19,606	19,570	19,284	19,217	19,132	18,987
全体	社団	12,618	12,743	12,827	12,872	12,889	12,889	12,872	12,836
	財団	13,471	13,532	13,553	13,482	13,375	13,294	13,171	12,989
	合計	26,089	26,275	26,380	26,354	26,264	26,183	26,043	25,825

(注)1 国と都道府県との共管法人があるため、国所管と都道府県所管とを足した数は、全体数と一致しない。

2 各年10月1日現在である。

現在の公益性に関する基準から判断して公益法人を性格別に分類すると、本来の公益法人 21,837 法人、 互助・共済団体等 3,804 法人、 営利転換候補 30 法人、 その他 154 法人となっている。

最近 8 年間における新設法人数、解散法人数は、表 4 のとおりである。新設法人数については、近年のピークであった平成 8 年の 434 法人と比べると、15 年は 144 法人と 3 分の 1 程度に減少している。

表 3 性格別法人数

所管官庁	法人数	性格別法人数			
		本来の公益法人	互助・共済団体等	営利転換候補	その他
国 所 管	7,009	6,801	208	0	0
都道府県所管	18,987	15,205	3,598	30	154
合 計	25,825	21,837	3,804	30	154

表 4 新設・解散法人数

所管官庁	新設法人数								
	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	
国 所 管	80	51	48	47	26	46	24	19	
都道府県所管	354	283	218	165	145	156	123	126	
合 計	434	332	265	212	171	202	147	144	

所管官庁	解散法人数								
	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	
国 所 管	189	24	31	38	44	62	78	98	
都道府県所管	152	149	172	228	236	240	236	344	
合 計	341	172	203	266	280	299	312	439	

(注)平成 8 年の国所管の解散法人には、更生保護法人に組織変更したものが 164 法人含まれている。

## 第 2 節 個別事項の分析

### 1 役職員の状況

#### (1) 理事

理事は民法上、法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。理事の総数は 40 万 7,514 人、平均は 15.8 人、メジアンは 13 人となっている。理事について規模別法人数を多い順に見ると、10～19 人が 11,962 法人(46.3%)、0～9 人が 7,966 法人(30.8%)、20～29 人が 3,672 法人(14.2%)となっており、これらを合わせると全体の約 9 割になる。

常勤理事（最低でも週3日以上出勤している理事）の総数は20,007人、1法人当たりの平均は0.8人となっている。

表5 理事規模別法人数

所管官庁	法人数	理事規模別法人数						理事合計人数	理事平均人数
		0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
国所管	7,009	1,576	2,715	1,355	561	291	511	150,268	21.4
都道府県所管	18,987	6,439	9,313	2,365	556	169	145	259,929	13.7
合計	25,825	7,966	11,962	3,672	1,109	460	656	407,514	15.8

(2) 公務員出身理事

国所管法人の理事における国家公務員出身者（原則として本省庁課長相当職以上を経験し、退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任して現在に至っている国家公務員出身者を指す。）は、理事数の3.9%に当たる5,889人（前年比138人減少）で、法人数では33.2%に当たる2,325法人（前年比66法人減少）となっている。このうち、常勤理事への就任は、国家公務員出身理事の26.5%に当たる1,563人（前年比69人減少）となっている。

都道府県所管法人の理事における都道府県公務員出身者は、理事数の5.0%に当たる13,005人（前年比546人減少）で、法人数では26.8%に当たる5,095法人（前年比170法人減少）となっている。このうち常勤理事への就任は、都道府県公務員出身理事の23.3%に当たる3,024人（前年比82人減少）となっている。

表6 公務員出身理事のいる法人数及び人数の推移

所管官庁	法人数	公務員出身理事のいる法人数							
		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国所管	7,009	2,483	2,470	2,441	2,428	2,469	2,473	2,391	2,325
都道府県所管	18,987	5,443	5,591	5,563	5,631	5,523	5,443	5,265	5,095

所管官庁	理事数	公務員出身理事数							
		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国所管	150,268	7,080	6,903	6,338	6,112	6,134	6,185	6,027	5,889
都道府県所管	259,929	14,633	15,657	15,329	14,960	14,458	14,052	13,551	13,005

（注）各年10月1日現在である。

表7 公務員出身常勤理事のいる法人数及び人数の推移

所管官庁	法人数	公務員出身常勤理事のいる法人数							
		平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
国所管	7,009	-	1,159	1,114	1,125	1,122	1,133	1,113	1,059
都道府県所管	18,987	-	2,673	2,639	2,604	2,546	2,505	2,421	2,363

所管官庁	理事数	公務員出身常勤理事数							
		平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
国所管	150,268	1,742	1,721	1,657	1,651	1,644	1,652	1,632	1,563
都道府県所管	259,929	3,591	3,481	3,436	3,370	3,254	3,208	3,106	3,024

(注) 1 各年10月1日現在である。  
2 平成8年は法人数を調査していない。

### (3) 所管官庁出身理事

所管官庁出身理事がいる法人数及び人数は、国所管法人で1,919法人(前年比69法人減少)、4,475人(前年比148人減少)、都道府県所管法人で4,861法人(前年比134法人減少)、12,241人(前年比450人減少)となっている。

また、指導監督基準においては、理事現在数に占める所管官庁出身者の割合を3分の1以下にするよう規定されている(共管法人の場合は、全共管官庁出身者の合計が3分の1以下とする。)が、所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えている法人数は、表8のとおり、国所管が10法人(前年同数。平成16年7月1日現在で9法人が改善済。)、都道府県所管が441法人(前年比82法人減少)ある。

表8 所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数

所管官庁	単管	共管	合計	前年合計
国所管	7	3	10	10
都道府県所管	436	5	441	523
合計	443	7	450	532

指導監督基準決定直後の平成8年10月1日現在の法人数からの推移を示したのが表9である。これによると、指導監督基準の決定以後、理事構成の適正化が進んだことがうかがえるが、都道府県所管法人では、いまだに多数の法人において3分の1を超えている状況にある。

表9 所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数の推移

所管官庁	所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数							
	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
国 所 管	239	176	104	20	10	9	10	10
都道府県所管	710	841	790	659	570	529	523	441

(4) 同一業界関係者理事

指導監督基準においては、同一業界関係者の理事現在数に占める割合を2分の1以下にするように規定しているが、同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている法人数は、6,201法人（前年比77法人減少）となっている。

なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は、全体で3,658法人となっている。

(5) 監事

監事は、法人の運営等を監査する役割を担っており、民法上は設置を任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置するよう規定されている。監事の総数は57,068人、平均は2.2人である。規模別では、2人が18,872法人（73.1%）と大半を占めている（監事制度がない法人は46法人）。

(6) 有給常勤役員の平均報酬額

指導監督基準においては、役員の報酬等について、「当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。」と規定されている。公益法人の定款又は寄附行為においては、役員は無報酬であるが、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。有給常勤役員に対する平均年間報酬1人当たりの平均額を示したものが、表10である。

これによると、有給役員がいる10,399法人の中では、400万円以上800万円未満の法人が3,822法人（有給役員がいる法人の36.8%）、400万円未満の法人が3,307法人（同31.8%）となっており、800万円未満の法人で、有給役員がいる法人の7割弱を占めている。一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も92法人（前年比23法人減少）あった。

表10 有給常勤役員の平均報酬額

所管官庁	法人数	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
		有給役員 なし	400万円 未満	400万円 以上 800万円 未満	800万円 以上 1,200万円 未満	1,200万円 以上 1,600万円 未満	1,600万円 以上 2,000万円 未満	2,000万円 以上
国 所 管	7,009	2,808	672	1,414	1,000	735	338	42
都道府県所管	18,987	12,686	2,638	2,490	842	229	52	50
合 計	25,825	15,426	3,307	3,822	1,831	958	389	92

## (7) 職員

職員は、理事の事務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在である。こうした職員の総数は56万8,106人、1法人当たりの平均は22.0人であり、メジアンは3人である。規模別には、2～9人が11,748法人（45.5%）と半数近くを占め、次に多いのが10～49人の4,948法人（19.2%）である。

一方、職員が1人の法人が4,528法人（17.5%）あり、また、職員がいない法人も2,699法人（10.5%）ある。

常勤職員の総数は48万7,763人であり、職員総数の約9割となっている。

## (8) 評議員

財団法人における評議員は、法人の重要事項について諮問を受けたり決定をしたりする役割を担うものであり、指導監督基準においては、財団法人には原則として評議員会を設け、理事の選任及び予算・決算等の重要事項の諮問を行うことが規定されている。

評議員（会）制度がある法人は11,630法人（45.0%）であるが、財団法人においては10,133法人となっており、8割近い財団法人で評議員（会）制度が導入されている。評議員の総数は28万3,763人で、評議員（会）制度がある法人に限っての平均は24.4人、メジアンは15人となっている。

## 2 財務、会計の状況

### (1) 年間収入額

公益法人の収入は、大きく分けると、会費収入、財産運用収入、寄付・補助金等収入、事業収入等からなっており、年間収入額の合計は19兆229億円（前年比1兆3,589億円減少）、平均は7億3,661万円、メジアンは、5,909万円となっている。年間収入の構成状況を見ると、表11のとおり、社団・財団の双方において事業収入が大きなウエイトを占めている。

表11 年間収入構成

（百万円）

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	国からの補助金等収入	都道府県からの補助金等収入	民間助成団体等からの補助金等収入	その他の補助金等収入	事業収入	その他の収入	合計
国所管	社団	404,838	42,816	21,169	108,233	40,245	29,683	151,357	2,215,453	408,489	3,422,282
	財団	191,253	235,318	141,366	694,608	59,625	42,373	104,939	4,621,769	1,193,852	7,285,094
都道府県所管	社団	232,921	65,248	9,228	30,925	66,286	46,944	107,370	1,260,307	380,173	2,199,401
	財団	143,298	131,669	79,995	29,101	284,576	11,957	240,920	3,827,197	1,462,192	6,210,852
合計		971,136	474,879	251,656	862,867	448,783	130,458	603,154	11,846,270	3,433,764	19,022,906
（%）		5.1	2.5	1.3	4.5	2.4	0.7	3.2	62.3	18.1	100.0
前年合計		1,003,784	503,500	316,464	433,421	455,612	154,089	528,251	12,428,557	4,553,422	20,381,804

## (2) 年間支出額

公益法人の支出は、大きく分けると、事業費、管理費、固定資産取得支出等からなっており、年間支出額の合計は19兆438億円（前年比1兆4,159億円減少）、平均は7億3,742万円、メジアンは5,894万円である。年間支出の構成状況を見ると、表12のとおり、社団・財団の双方において事業費が大きなウエイトを占めている。なお、事業費については、指導監督基準において、公益法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模を「可能な限り総支出額の2分の1以上」にするよう規定しているが、これを満たす法人は、11,235法人（43.5%）となっている。また、管理費については、指導監督基準において、管理費の割合を「可能な限り総支出額の2分の1以下」にするよう規定しているが、これを満たす法人は、23,211法人（89.9%）となっている。

表12 年間支出構成

（百万円）

		事業費	管理費	事業に不可欠な固定資産取得費	その他の支出	合計
国所管	社団	2,714,791	280,949	64,073	406,440	3,466,253
	財団	5,502,777	482,912	168,798	1,156,147	7,310,632
都道府県所管	社団	1,520,301	315,266	48,229	281,025	2,164,824
	財団	4,010,098	608,898	154,903	1,422,781	6,196,651
合計		13,686,281	1,678,024	420,950	3,258,597	19,043,824
比率（%）		71.9	8.8	2.2	17.1	100.0
前年合計		13,984,969	1,735,631	392,879	4,346,215	20,459,655

## (3) 指導監督基準上の収益事業

公益法人が健全な運営を維持し、本来の公益活動の実施に充てるために収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等の点について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことを求めている。

収益事業収入の合計は、9,254億円（前年比1,595億円減少）、平均は3,584万円、メジアンは0である。規模別に見ると、表13のとおり、収益事業を実施していない法人が20,849法人（80.7%）と最も多くなっている。一方、収益事業に支出した費用は、合計で7,860億円であり、単純に言えば、収入との差額である1,394億円の利益が出たということになる。

なお、指導監督基準では、収益事業の支出規模は、「可能な限り総支出額の2分の1以下」とする旨規定しているが、これに適合していない法人は、589法人存在している。

表 13 収益事業収入額規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)
		0	1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上	
国 所 管	7,009	5,493	562	403	175	274	102	303,702
都道府県所管	18,987	15,498	1,329	903	401	612	244	630,597
合 計	25,825	20,849	1,883	1,301	569	880	343	925,446

## (4) 内部留保の状況

指導監督基準において、いわゆる「内部留保」は、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされており、総資産額から「財団法人における基本財産、公益事業を実施するために有している基金、法人の運営に不可欠な固定資産、将来の特定の支払いに充てる引当資産等及び負債相当額を差し引いた額として定義している。さらに、指導監督基準の運用指針においては、内部留保の水準について、「一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）合計額の30%以下であることが望ましい。」とされている。

内部留保の水準は、表14のとおり、全体の6割以上を占める15,822法人が指導監督基準で定める30%以下の水準にある。

表 14 内部留保の水準別法人数

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国 所 管	7,009	654	3,811	1,815	654	75
都道府県所管	18,987	2,308	9,182	3,607	3,183	707
合 計	25,825	2,941	12,881	5,405	3,817	781

## 3 その他

## (1) 株式保有の状況

指導監督基準においては、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合）又は財団法人において基本財産として寄付された場合を除いて、株式を保有することを原則として禁止しており、これ以外の性格の株式を保有している場合には、平成11年9月末までに処分することとされていた。

株式の保有状況は、表15のとおりである。株式を保有しているのは、1,832法人（前年比16法人減少）であり、このうちポートフォリオ運用を行っているものが500法人、基本財産（財団法人のみ保有を許される）に当たるものが875法人あるが、その他の理由で保有しているものは702法人となっている。

表 15 株式保有の状況

所管官庁	全法人数	財団法人のみ対象			全法人（社団法人＋財団法人）が対象					
		財団法人数	基本財産	割合（対財団法人％）	ポートフォリオ運用	割合（％）	その他	割合（％）	保有なし	割合（％）
国 所 管	7,009	3,204	390	12.2	243	3.5	245	3.5	6,262	89.3
都道府県所管	18,987	9,827	485	4.9	258	1.4	461	2.4	17,897	94.3
合 計	25,825	12,989	875	6.7	500	1.9	702	2.7	23,993	92.9

（注） 株式には、有限会社の持分を含む。

## （2） 情報公開の状況

公益法人の情報公開については、民法上規定がないこともあり、従来あまり行われてこなかった。我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有するため公益法人が自主的に情報を公開する必要があるとの観点から、指導監督基準において「定款又は寄附行為、役員名簿、（社団法人の場合）社員名簿、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書及び収支予算書を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。」という規定が盛り込まれ、平成 10 年 1 月以降に始まる新事業年度から実施されている。

情報公開の状況は、表 16 のとおり、公開を求められている各項目の公開率の平均は、88.0%（前年比 0.4 ポイント増加）となっている。

表 16 情報公開の状況

（％）

所管官庁	定款 又は 寄附 行為	役員 名簿	平成 14 年度書類						平成 15 年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味 財産 増減 計算書	貸借 対照表	財産 目録	社員 名簿 (社団 のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
国 所 管	99.4	99.3	98.0	97.9	95.7	97.5	97.4	96.2	97.7	97.5	97.7
都道府県所管	89.8	89.8	86.8	86.4	73.4	79.8	84.0	80.9	86.7	86.4	84.4
合 計	92.4	92.3	89.8	89.5	79.3	84.5	87.6	85.3	89.6	89.4	88.0

（注） 1 平均は、各項目の公開割合の単純平均

2 「平成 14 年度書類（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿）」は平成 14 年度法人数に、「平成 15 年度書類（事業計画書、収支予算書）」は平成 15 年度法人数に対する割合

## （3） ホームページの開設状況

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、平成 13 年 8 月に「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（第

1章第5節参照)を申し合わせた。本申合せに基づき、各府省は所管公益法人に対し、可能な限り13年内を目途に業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請したところである。

平成15年10月1日時点の国及び都道府県公益法人におけるホームページの開設状況は、表17のとおり、国所管法人のホームページ開設率が71.4%、都道府県所管法人のホームページ開設率が35.5%となっている。

表17 ホームページの開設状況

所管官庁	開設法人合計					社 団		財 団	
	法人数	社 団	財 団		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
国 所 管	7,009	3,805	3,204	5,006	71.4	2,800	73.6	2,206	68.9
都道府県所管	18,987	9,160	9,827	6,735	35.5	3,677	40.1	3,058	31.1
合 計	25,825	12,836	12,989	11,650	45.1	6,412	50.0	5,238	40.3
前 年 合 計	26,043	12,872	13,171	9,290	35.7	5,054	39.3	4,236	32.2

(注) 1 法人数は、平成15年10月1日現在

2 「合計」は、共管重複分を除く実数

#### (4) 立入検査の実施状況

所管官庁は、民法上、職権で調査(立入検査)を行うことができることとなっている。過去3年間における立入検査の実施状況は、表18のとおりである。立入検査は、指導監督の適切な推進を図るための有効な手段の一つであり、平成13年2月には、指導監督体制の充実のため、立入検査の定期的実施について申合せを行い、これを受けて表19のとおり、平成13年度から15年度の間に、国所管法人の98.9%に対して立入検査が実施された。

表18 立入検査の実施状況

(%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	12年度	13年度	14年度	12~14年度
国 所 管	35.4	44.7	40.8	88.2
都 道 府 県 所 管	20.3	25.2	27.1	54.0
合 計	24.6	30.7	31.0	63.6

(注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 「12年度」は平成12年度法人数を、「13年度」は平成13年度法人数を、「14年度」及び「12~14年度(3年間に1度以上実施)」は平成14年度法人数を用いて割合を計算

3 「平成12年度法人数」とは、平成12年10月1日以前に設立された法人数(延べ数)

「平成13年度法人数」とは、平成13年10月1日以前に設立された法人数(延べ数)

「平成14年度法人数」とは、平成14年10月1日以前に設立された法人数(延べ数)

表 19 平成 15 年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

府 省 名	所管公益 法人数	平成15年度 立入検査 実施法人数	平成13年度～15年度立入 検査実施率(%) (平成13～15年度実施法 人数/所管法人数×100)		
			平成15年度に 改善すべき点の あった法人数	平成13年度～ 15年度立入検 査実施法人数	
内 閣 府	91	32	10	89	97.8
警 察 庁	51	50	2	51	100.0
防 衛 庁	22	9	3	22	100.0
金 融 庁	145	61	55	145	100.0
総 務 省	324	133	52	321	99.1
法 務 省	137	66	4	136	99.3
外 務 省	231	76	7	214	92.6
財 務 省	709	416	90	707	99.7
文部科学省	1,939	598	46	1,895	97.7
厚生労働省	1,234	426	222	1,226	99.4
農林水産省	465	321	64	464	99.8
経済産業省	860	331	120	855	99.4
国土交通省	1,185	635	263	1,182	99.7
環 境 省	92	28	16	92	100.0
合 計	7,485	3,182	954	7,399	98.9

各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。

立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

平成13年度～15年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

## (参考)公益法人の全体像

主要項目	合計値	平均値	メジアン
年間収入額	19兆 229億円	7億 3,661万円	5,909万円
会費収入額	9,711億円	3,760万円	122万円
財産運用収入額	4,749億円	1,839万円	15万円
寄付金収入額	2,517億円	974万円	0万円
国からの補助金等収入額	8,629億円	3,341万円	0万円
都道府県からの補助金等収入額	4,488億円	1,738万円	0万円
民間助成団体からの補助金等収入額	1,305億円	505万円	0万円
その他の補助金等収入額	6,032億円	2,336万円	0万円
事業収入額	11兆 8,463億円	4億 5,871万円	1,387万円
前期繰越収支差額	2兆 6,014億円	1億 73万円	608万円
資産額	119兆 2,060億円	46億 1,592万円	1億 540万円
負債額	100兆 3,936億円	38億 8,746万円	728万円
正味財産額	18兆 8,124億円	7億 2,846万円	7,000万円
基本財産額（財団法人のみ存在）	5兆 546億円	3億 8,914万円	5,350万円
年間支出額	19兆 438億円	7億 3,742万円	5,894万円
事業費	13兆 6,863億円	5億 2,996万円	3,025万円
管理費	1兆 6,780億円	6,498万円	1,288万円
次期繰越収支差額	2兆 5,798億円	9,990万円	634万円
民法上の社員（社団法人のみ存在）	1,442万 1,465人	1,124人	150人
賛助会員等	3,957万 9,036会員	5,563会員	52会員
理事数	40万 7,514人	15.8人	13人
監事数	5万 7,068人	2.2人	2人
職員数	56万 8,106人	22.0人	3人
評議員数	28万 3,763人	24.4人	15人

(注) 1 前期繰越収支差額は「(年間支出額 + 次期繰越収支差額) - 年間収入額」による推定値

2 民法上の社員は社団法人のみ、基本財産額は財団法人のみについて計算したもの

## 第3章 公益法人与行政とのかかわり

### 第1節 行政委託型法人等の状況

公益法人の行う行政代行的行為等の透明化を図るため、政府は平成8年9月に閣議決定された「公益法人の検査等の委託等に関する基準」を踏まえ、平成9年度から、公益法人概況調査に併せて「行政代行的行為等に関する状況調べ」を実施している。

本節では、上記調査の結果について記述している。

#### 1 行政委託型法人等の定義

「行政委託型法人等」とは、特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人の総称である。行政委託型法人等が実施する事務・事業は、行政の関与の形態に応じ「委託等」と「推薦等」に、また、行政委託型法人等が実施する事務・事業の性格に応じ「検査等」と「検査等以外」に分けてとらえることができる。

「委託等」とは、事務・事業の内容等を法令等で定め、特定の法人を何らかの形で指定し、制度的にその事務を行わせているもののことであり、「推薦等」とは、法人が独自に行っている事務・事業を奨励等するために、制度的に官庁が関与（認定、公認等）を行うことである。

「検査等」とは、あるものが有する能力、性能、技術等を調査・判定したり、また、その結果について評価・承認するような業務を意味し、「検査等以外」は、例えば研究、促進啓発、指導助言などの業務がこれに該当する。

以上を整理すると、行政委託型法人等への行政の関与の形態は、次の4つに整理することができる。

検査等の委託等

検査等以外の委託等

検査等の推薦等

検査等以外の推薦等

上記のとおりについては、後述のとおり、検査等の委託・推薦等を受ける場合に必要な要件を定めた「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成8年9月20日閣議決定）及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（透明化・合理化ルール）が適用される。

#### 2 行政委託型法人等の数

国所管の行政委託型法人等の数は、表20のとおり513法人となっている。このうち委託等を受けているものが362法人、推薦等を受けているものが192法人となっている。検査

等、検査等以外の別で見ると、委託等についてはそれぞれ257法人、126法人、推薦等についてはそれぞれ187法人、5法人となっており、行政委託型法人等の約8割は検査等の委託等・推薦等を受けている法人である。

表20 国所管の行政委託型法人等の数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府省計 (A)	うち所管 外府省の みから指 定を受け ている法 人数	所管 法人数 (B)	(A) ÷ (B) × 100
	検査等	検査等 以 外	委託等計	検査等	検査等 以 外	推薦等計				
内 閣 府	-	-	-	-	-	-	-	-	91	-
警 察 庁	-	-	-	2	0	2	2	0	52	3.8(%)
防 衛 庁	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-
金 融 庁	1	2	3	0	0	0	3	1	145	2.1(%)
総 務 省	6	3	7	6	1	7	12	0	324	3.7(%)
法 務 省	1	1	2	1	0	1	2	0	137	1.5(%)
外 務 省	1	0	1	2	0	2	2	1	232	0.9(%)
財 務 省	2	0	2	0	0	0	2	1	709	0.3(%)
文 部 科 学 省	9	8	14	67	1	68	81	4	1,939	4.2(%)
厚 生 労 働 省	150	16	163	20	0	20	172	1	1,234	13.9(%)
農 林 水 産 省	26	6	32	14	2	16	45	3	465	9.7(%)
経 済 産 業 省	38	15	45	34	1	35	70	12	860	8.1(%)
国 土 交 通 省	49	80	121	55	0	55	158	12	1,185	13.3(%)
環 境 省	5	3	8	3	1	4	10	0	92	10.9(%)
合 計	257	126	362	187	5	192	513	32	7,009	7.3(%)

(注) 1 「合計」の法人数は共管による重複を除いた実数

2 「委託等計」、「推薦等計」、「府省計」の各府省ごとの法人数は複数の事務・事業を委託等・推薦等されている法人の重複を除いた実数

3 国所管の行政委託型公益法人等のうち、都道府県の自治事務を行わせる(ことができる)法人を国が指定している場合は除いている。

### 3 行政委託型法人等が行う事務・事業の内容

行政委託型法人等が各府省から委託等・推薦等を受けて行う事務・事業の内容を、その性格によって区分すると、表21のとおり、委託等では、検査検定55(25.5%)、試験47(21.8%)、講習研修31(14.4%)が多く、推薦等では、講習研修60(52.6%)、審査証明19(16.7%)、試験15(13.2%)が多くなっている。

表21 行政委託型法人等が実施する事務・事業

[ 委託等 ]

	指定条項数	割合(%)	主 な 事 例
試 験	47	21.8	試験
講習研修	31	14.4	講習(会)、研修、養成、教習
登 録	23	10.6	登録、記録
交付表示	8	3.7	交付、公示、表示、貼付
検査検定	55	25.5	検査、検定、確認、認定、証明、審査、認証、校正等
助 成	22	10.2	資金援助、貸付、助成金交付、債務保証、債務弁済、共済事業
調査研究	27	12.5	調査、研究、情報収集・提供
促進啓発	20	9.3	促進、啓発、広報、援助
指導助言	26	12.0	指導、助言、相談
そ の 他	49	22.7	

[ 推薦等 ]

	指定条項数	割合(%)	主 な 事 例
試 験	15	13.2	試験
審査証明	19	16.7	審査、証明、検査、承認、認定、査定、許可、評価、点検等
講習研修	60	52.6	講習(会)、研修
登 録	5	4.4	登録
そ の 他	18	15.8	

- (注) 1 一つの指定条項により複数の事務・事業を規定しているものがあるため、指定条項数の合計は、必ずしも表 22 の「指定条項数」と一致しない。  
 2 割合は、表 22 の「指定条項数」に対する割合を指す。

#### 4 指定条項数

今回の調査で挙げられた行政委託型法人等への委託等・推薦等に係る指定条項数は表22のとおり330となっている。このうち、委託等が216、推薦等が114となっており、これを検査等、検査等以外の別に分けると、委託等についてはそれぞれ137、79、推薦等についてはそれぞれ108、6となっている。

表22 府省別行政委託型法人等への委託等・推薦等に係る指定条項数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府 省 計
	検査等	検査等以外	委託等計	検査等	検査等以外	推薦等計	
内 閣 府	-	-	-	-	-	-	-
警 察 庁	-	-	-	1	0	1	1
防 衛 庁	-	-	-	-	-	-	-
金 融 庁	0	3	3	-	-	-	3
総 務 省	6	4	10	8	1	9	19
法 務 省	1	1	2	2	0	2	4
外 務 省	-	-	-	-	-	-	-
財 務 省	-	-	-	-	-	-	-
文 部 科 学 省	10	9	19	2	0	2	21
厚 生 労 働 省	41	21	62	22	2	24	86
農 林 水 産 省	4	7	11	1	2	3	14
経 済 産 業 省	26	10	36	21	0	21	57
国 土 交 通 省	45	24	69	50	0	50	119
環 境 省	8	6	14	2	1	3	17
合 計	137	79	216	108	6	114	330

(注) 1 指定条項数は、原則として法令等の項を単位として数えている。

2 「合計」は、共管による重複を除く実数である。

#### 5 都道府県から委託等・推薦等を受けている行政委託型法人等

各都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等の数は、合計1,221法人となっている。なお、事務・事業の内容は、施設・設備等の管理運営が最も多くなっており、国とは異なった傾向が見られる。

## 第2節 公益法人に対する補助金・委託費等

### 1 国所管の公益法人に対する補助金・委託費等

平成14年度決算ベースにおける各府省から国所管の公益法人に対する補助金等の交付総額は表23のとおり約8,028億円、交付法人数は533法人となっている。また、委託費の交付額は約1,702億円、交付法人数は683法人となっている。

表23 各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

(平成14年度決算ベース：百万円)

	交付額	交付法人数	金額別法人数			
			1,000万円未満	1,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上
補助金等 (割合%)	802,841	533	111 (20.8)	227 (42.6)	145 (27.2)	50 (9.4)
委託費 (割合%)	170,244	683	158 (23.1)	349 (51.1)	140 (20.5)	36 (5.3)
合計 (割合%)	973,085	971	191 (19.7)	446 (45.9)	247 (25.4)	87 (9.0)

(注) 1 交付額及び交付法人数は共管による重複を除いた実数である。

2 本資料における補助金等とは、平成14年度決算書コード番号における目番号が、原則として「16」の補助金、負担金、交付金、補給金等である。また、委託費とは同じく目番号が「14」のものである。

3 交付額は百万円未満を四捨五入しているため、補助金等と委託費の和は合計と一致しない。

### 2 都道府県所管の公益法人に対する補助金・委託費等

平成14年度決算ベースにおける各都道府県から所管公益法人に対する補助金等の交付総額は表24のとおり約3,509億円、交付法人数は4,421法人となっている。また、委託費の交付額は約5,017億円、交付法人数は3,053法人となっている。

表24 各都道府県から所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

(平成14年度決算ベース：百万円)

	補助金等		委託費	
	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数
知事部局所管	284,612	3,824	440,611	2,841
教育委員会所管	92,311	635	84,884	247
合計	350,862	4,421	501,691	3,053

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19 負担金、補助及び交付金」、「13 委託料」を指す。

### 第3節 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況

#### 1 実施計画の策定に至る経緯

平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」において、公益法人について、指定法人及び国から補助・委託を受ける法人を中心として業務の見直し等の検討を行うこととされた。具体的には、公益法人に対する行政の関与について、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、

国から公益法人が委託等、推薦等（以下、「委託・推薦等」という。）を受けて行っている検査・検定、資格付与等の事務・事業

国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等について厳しい見直しを行い、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、17年度末までのできる限り早い時期に実行することとされた。

「行政改革大綱」の策定を受け、内閣官房行政改革推進事務局が中心となり関係府省と必要な検討・調整を行った結果、平成14年3月に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（以下「実施計画」という）が閣議決定された。

#### 2 実施計画のフォローアップ

実施計画は、国から公益法人が委託・推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について、集中改革期間に位置付けられる平成17年度末までに取り組むべき内容を示しているほか、公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置を定めている。また、総務省は、関係府省の協力を得て、実施計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」等において公表するなど、本計画のフォローアップに当たることとされている。これを受け、総務省においては、平成15年度末時点の実施計画の推進状況の調査を行ったところである。

#### 3 委託等に係る事務・事業の改革

実施計画に定められた措置のうち、委託等に係る事務・事業については、表25のとおり、実施計画において措置を講ずることとした制度が83制度（対象法人は229法人）ある。また、平成15年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった（対象法人は、平成15年度中に新たに対象となった3法人と、昨年度対象となった未措置の3法人を合わせ、6法人が加わる。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは68制度（対象法人は189法人）あり、全体で81.9%が措置済となっている。また、平成15年度が措置期限となっていた57件はすべて措置済である。

#### 4 推薦等に係る事務・事業の改革

推薦等に係る事務・事業については、表25のとおり、実施計画において措置を講ずる

こととした制度が 107 制度（対象法人は 200 法人）ある。また、平成 15 年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなく、昨年度対象となった未措置の 5 制度（対象法人は、平成 15 年度中に新たに対象となった 1 法人と、昨年度対象となった未措置の 2 法人を合わせ、3 法人）が加わる。これらのうち、必要な措置を講じたものは 75 制度（対象法人は 88 法人）あり、全体で 67.0%が措置済となっている。また、平成 15 年度が措置期限となっていた 57 件はすべて措置済である。

表 25 実施計画の推進状況（委託・推薦等）

	措置内容	措置対象 合計		措置済の数		実施計画				新規追加事項				
		制度 の数	法人数	制度 の数	法人数	閣議決定時		措置済の数		新規追加		措置済の数		
						制度 の数	法人数	制度 の数	法人数	制度 の数	法人数	制度 の数	法人数	
委託等に係る 事務事業	検査・検定等	制度の廃止	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
		事業者による自己確認等	5	7	4	4	5	7	4	4	0	0	0	0
		登録機関による実施等	16	55	9	25	16	53	10	25	0	6(3)	0	0
		国・独立行政法人による実施等	13	11	11	8	13	11	11	8	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	14	18	14	4	14	18	14	4	0	0	0	0
		その他	0	0	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0
	小計	45	73	37	36	45	70	37	36	0	6(3)	0	0	
	資格付与等	資格の一本化	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
		登録機関による実施	2	137	3	138	2	137	3	138	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施等	9	9	1	1	9	9	1	1	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0
		その他	14	11	13	13	14	11	13	13	0	0	0	0
	小計	26	158	20	153	26	158	20	153	0	0	0	0	
	登録その他	制度の廃止等	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0
		登録機関による実施	0	0	3	2	0	0	3	2	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施	8	7	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	2	2	6	6	2	2	6	6	0	0	0	0
	小計	12	11	11	10	12	11	11	10	0	0	0	0	
	委託等計		83	232	68	189	83	229	68	189	0	6(3)	0	3
推薦等に係る 事務事業	技能審査等	推薦の廃止	10	86	2	1	10	86	2	1	0	0	0	0
	制度等に組み込まれた推薦等	推薦の廃止等	17	27	14	24	17	27	14	24	0	0	0	0
		登録機関による実施等	83	109	59	79	78	107	54	79	5	3(1)	5	2(0)
		その他	2	-	0	0	2	-	0	0	0	0	0	0
	小計	102	119	73	87	97	118	68	87	5	3(1)	5	2(0)	
推薦等計		112	201	75	88	107	200	70	88	5	3(1)	5	2(0)	
合計		195	394	143	259	190	391	138	259	5	9(4)	5	2(0)	

- (注) 1 法人数はすべて共管による重複を除いた実数値である。  
 2 一つの制度に対して複数の措置を講じている場合があるので、措置内容ごとの制度の数の合計と小計は一致しない。  
 3 実施計画で講ずることとされた措置と実際に講ぜられた措置が異なるものもある。  
 4 表中で法人数が「-」となっているものは、法人が未指定であることを示す。  
 5 ( ) は「実施計画後」のうち、平成 15 年度に新規に追加となった法人数を表す。

## 5 補助金等の見直し

補助金等の見直しについては、表 26 のとおり、実施計画において措置を講ずることとした項目が 332 件（対象法人は 183 法人）あるほか、平成 14 年度決算において新たに措置を講ずることとしたものが 29 件（対象法人は 18 法人）と、13 年度決算において対象となり、未措置であったものが 1 件（対象法人は 1 法人）。これらのうち、必要な措置を講じたものは 263 件（対象法人は 145 法人）あり、全体から例外事項（65 件）を除いた 88.6% が措置済となっている。また、平成 15 年度が措置期限となっていた 257 件のうち 256 件（99.6%）が措置済である。

表 26 実施計画の推進状況（補助金等）

	措置内容	措置対象 合計		措置済の数		実施計画				新規発生事項			
		件数	法人 数	件数	法人 数	閣議決定時		措置済の数		新規発生		措置済の数	
						件数	法人 数	件数	法人 数	件数	法人 数	件数	法人 数
第三者分配型 補助金等	補助金等の廃止	116	66	108	61	100	59	92	54	16(16)	8(8)	16(16)	8(8)
	公益法人を経由せず国から直接交付	27	18	22	16	26	17	22	16	1	1	0	0
	分配率 50% 未満に改善	55	44	51	40	49	40	45	36	6(6)	5(5)	6(6)	5(5)
	独立行政法人による実施	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	その他（特段の理由がある場合）	36	28	-	-	33	27	-	-	3	3	-	-
	小 計	235	126	182	98	209	116	160	89	26(25)	16(15)	22(22)	12(12)
補助金依存型 公益法人	補助金等の廃止	9	9	6	5	9	9	6	5	0	0	0	0
	年収に占める補助金等の比率を 3分の2 未満に改善	52	51	40	37	48	47	36	33	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)
	独立行政法人による実施	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0
	その他（特段の理由がある場合）	29	27	-	-	29	27	-	-	0	0	-	-
	小 計	94	91	50	46	90	87	46	42	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)
役員報酬に対する助成	廃 止	33	28	31	25	33	28	31	25	0	0	0	0
合 計		362	195	263	145	332	183	237	135	30(29)	19(18)	26(26)	16(15)

（注）1 法人数はすべて共管による重複を除いた実数値である。

2 （ ）は「実施計画後」のうち、平成 15 年度に新規に発生した件数又は法人数を表す。

## 6 国の関与等を透明化・合理化するための措置

国の関与等を透明化・合理化するための措置のうち、検査等の委託・推薦等に関する事項の推進状況を見ると、事務・事業を所管する府省が講ずべき措置の状況については、表 27 のとおり、対象となる事務・事業全 216 件のうち、必要な措置をすべて講じている事務・事業は 192 件（全体の 88.9%）である。また、法人が講ずべき措置の状況については、対象となる全 216 制度のうち、必要な措置をすべて講じている法人は 182 制度（全体の 84.3%）である。

さらに、補助金等の交付等に関する事項の進捗状況を見ると、実施計画で措置を講ずることとした 332 件に、平成 14 年度決算において新たに措置を講ずることとした 29 件と、13 年度決算において対象となり、未措置であった 1 件を加えた全 362 件のうち、必要な措置がすべて講じられている項目は 308 件（全体の 85.1%）である。

公益法人向け補助金等全般に対する措置の推進状況を見ると、対象となる全 950 法人のうち、必要な措置がすべて講じられている法人は 726 法人（全体の 76.4%）である。

表 27 透明化・合理化ルールを進捗状況（委託・推薦等）

	事務・事業数	府省が講ずべき措置			法人が講ずべき措置		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
委託等 (割合)	103	91 (88.3)	12 (11.7)	0 (0.0)	80 (77.7)	23 (22.3)	0 (0.0)
推薦等 (割合)	113	101 (89.4)	12 (10.6)	0 (0.0)	102 (90.3)	11 (9.7)	0 (0.0)
合計 (割合)	216	192 (88.9)	24 (11.1)	0 (0.0)	182 (84.3)	34 (15.7)	0 (0.0)

表 28 透明化・合理化ルールを進捗状況（補助金等）

	対象法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
法人数 (割合)	950	726 (76.4)	220 (23.2)	4 (0.4)	494 (52.0)	427 (44.9)	29 (3.1)

（注）対象法人数は共管による重複を除いた実数値である。

#### 第 4 節 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況

##### 1 経緯

平成 13 年 12 月 25 日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ見直しを行うこととされた。

これに基づき、平成 14 年 3 月 29 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、上記閣議決定に基づき各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせ、平成 14 年度から公益法人に対する指導等を行うこととされた。

##### 2 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況

政府は、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（以下「申合せ」という。）の推進状況について、平成 15 年 11 月 1 日現在で調査し、16 年 3 月にその結果を公表した。

###### (1) 退職公務員の役員就任状況に関する情報開示

申合せ記 1 では、各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導することとされている。

その実施状況を見ると、対象法人（2,913 法人）のうち、2,724 法人（対象法人全体の 93.5%）において退職公務員の役員就任状況を開示している。

## (2) 役員の報酬・退職金規程の整備・公開

申合せ記2では、各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定めるよう指導することとされている。その実施状況を見ると、対象法人(1,192法人)中、役員報酬規程の整備については1,072法人(対象法人全体の89.9%)、退職金規程の整備については1,081法人(対象法人全体の90.7%)において申合せに沿った対応が採られている。

## (3) 役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況

申合せ記3では、各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、常勤の役員の報酬・退職金等については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、独立行政法人についても決定(「特種法人の役員の給与・退職金等について」(平成14年3月15日閣議決定)により、原則65歳まで(ただし、理事長等は70歳まで)とされた。)がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされた。

まず、役員の報酬・退職金の水準を見ると、役員の平均年間報酬額については、申合せ記3の対象法人(478法人)のうち、有給役員がいる法人は341法人(対象法人全体の71.3%)であり、平均額が1,200万円以上1,600万円未満の法人が114法人(対象法人全体の23.8%)と最も多かった。役員の平均退職金額については、退職金額の算出が可能な法人(473法人。以下「算出可能法人」という。)のうち、仮に常勤役員が4年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、退職金の支給のない法人が155法人(算出可能法人全体の32.8%)と最も多かった。

次に、在任年齢に関する規程の整備状況を見ると、在任年齢に関する規程を整備している法人及び整備を検討中の法人は372法人あり、対象法人(478法人)全体の77.8%において、所管府省の要請を受けて申合せに沿った対応が採られている。

## 第5節 「公益法人の設立許可について」の実施状況

平成14年10月2日以降、15年10月1日までの1年間に国が設立を許可した公益法人は19法人であった。このうち、基本財産の造成等に当たり、許認可対象企業等からの出捐がある法人はなかった。また、公務員経験者が常勤役員へ就任している法人は1法人(就任者は3名)であった。国又は特種法人等から委託される事業を主たる事業とする法人はなかった。

## 第4章 公益信託制度について

### 第1節 公益信託制度の概要

#### (1) 公益信託の定義

公益信託とは、信託法（大正11年法律第62号）に基づき、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である。

#### (2) 公益信託の特色

公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理・運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なる。また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、設定の期間が比較的短期のものでも可能であるなど、より弾力的な運用が可能である。

#### (3) 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり、これについて受託者が、主務官庁の許可を受けることによって成立する。

公益信託は主務官庁の監督に属し、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される。受託者は、その事務処理について善管注意義務等を負い、信託義務違反に対しては損失を補填しなければならない。

#### (4) 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための統一的基準として、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」があり、主務官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われている。

#### (5) 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出したときの税制として、個人・法人の双方につき、特定の公益信託のために支出した金銭についてのみなし寄付金制度等、各種の優遇措置がある。

## 第2節 公益信託の現況

### (1) 信託数及び信託財産

平成15年10月1日現在の信託数及び信託財産は、表29のとおり、それぞれ578件（前年比3件減少）、約721億円（前年比約11億円減少）となっている。

表29 信託財産規模別信託数

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上		
国 所 管	188	22	67	32	58	9	32,794,440	174,439
都道府県所管	390	50	185	83	59	13	39,286,550	100,735
合 計	578	72	252	115	117	22	72,080,990	124,708

### (2) 信託目的別信託数

信託目的別信託数では、表30のとおり、奨学金支給、教育振興及び国際協力・国際交流促進がそれぞれ上位を占めている。

表30 信託目的別信託数

信託目的	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)
奨学金支給	203	28.5	32	13.4	171	36.1
自然科学研究助成	78	10.9	56	23.4	22	4.6
人文科学研究助成	20	2.8	15	6.3	5	1.1
教育振興	94	13.2	6	2.5	88	18.6
社会福祉	64	9.0	14	5.9	50	10.5
芸術・文化振興	56	7.9	20	8.4	36	7.6
文化財の保存活用	8	1.1	3	1.3	5	1.1
動植物の保護繁殖	4	0.6	2	0.8	2	0.4
自然環境の保全	29	4.1	11	4.6	18	3.8
緑化推進	2	0.3	0	0.0	2	0.4
都市環境の整備・保全	26	3.6	2	0.8	24	5.1
国際協力・国際交流促進	83	11.6	63	26.4	20	4.2
その他	46	6.5	15	6.3	31	6.5
合 計	713	100.0	239	100.0	474	100.0

(注) 1 複数の信託目的を有する信託がある。

2 割合は、延べ信託数に対する百分率

(3) 授益行為の状況

授益行為の状況は、表 31 のとおり、個人を対象としているものが、件数及び金額ともに最多となっている。

表 31 授益行為状況別信託数（累計）

（金額の単位：千円）

所管官庁	信託数	授益行為状況							
		個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国 所 管	188	12,378	7,484,214	6,503	1,981,436	2,228	2,650,635	21,109	12,116,285
都道府県所管	390	42,759	6,249,692	12,090	6,130,332	4,854	3,551,313	59,703	15,931,336
合 計	578	55,137	13,733,906	18,593	8,111,768	7,082	6,201,948	80,812	28,047,621